

会 議 録

会議の名称	第6回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成20年1月24日（木）19:00～21:15	
開催場所	三の丸会館（中央公民館）3階 小ホール	
事務局	大和郡山市 企画政策部 企画政策課	
出席者	委員	<p>澤井名誉教授、市民委員（磯委員、伊藤委員、井上委員、岩田委員、大牟禮委員、奥居委員、奥田委員、帯谷委員、梶谷委員、金田委員、河原委員、菊山委員、北野委員、北原委員、小林委員、鯛委員、高原委員、中野委員、西本委員、沼田委員、服部委員、林委員、福嶋委員、藤原委員、森井委員、森田委員、横田委員）</p> <p>市職員委員（猪岡委員、山中委員、上田委員、仲委員、八木委員、西尾委員、吉本委員、中尾委員、下田委員）</p>
	事務局	北森企画政策課長、徳田企画政策課長補佐、森、澤田齋藤（コンサルタント）
欠席者	中川教授、市民委員10名	
議題	<p>前回の議事録の確認について（全体討議）</p> <p>条例「市民の権利・責務」について</p> <p style="text-align: right;">（グループ討議）</p>	

議 事 概 要

1．開会挨拶および欠席委員等の報告

事務局から本日の欠席者の報告と「委員を辞退したい」という1名の報告がある。

2. 前回議事録の確認及び討議結果について

副会長 放送大学の客員教授をさせてもらっていますが、先日院生の修士論文を審査する機会がありました。その中で人口17,000人ほどの鳥取県のある町の副町長が院生として修士論文を提出していました。1年目に自治基本条例を策定し、町の今後の在り方を決めることができ、大変有意義だったが、1年が経過し、策定したらおしまいみたいな雰囲気、条例策定段階のまちづくりへの気運がなかなか続かないという内容でした。条例を具体的に機能させていく仕組みを、条例の中に盛り込んでいくことが大切ですね。本日は「市民の責務と権利」について議論していただきますが、市民の責務や権利をどう位置づけ、どう生かすか、仕組みを作っていく中で考えていきたいと思います。

事務局から前回の会議録資料をもとに、会議録の内容確認についての説明。

事務局 これまでの議論の成果が見えないという意見も出されており、後ほど詳しく説明させていただきますが、条例素案のタタキ台を次回の会議に提示したいと考えています。また欠席者から提出された意見の取扱については、会議の中では議論されていないため、議事録には記載せずに、委員の皆さんが自由に見ていただけるよう、参考資料と同様会場内の机の上に設置します。また本日、欠席者からご提出いただきましたご意見も設置しております。ご自由にご覧ください。

< 質疑応答 >

委員 議事録の中で、グループワークの意見が書かれているが、どのようなメンバーで構成されていたのか全く分からないので、分かるようにしてほしい。過去の会議についても、どのようなメンバーで構成されていたか分かるようにしたらどうでしょうか。

事務局 各委員がどのグループに所属していたか、過去の会議についても分かるようにします。

委員 「市民」には在住・在勤の個人だけでなく法人なども含まれると思いますが、このあたりどう捉えたらいいでしょうか。また条例を動かしていく仕組み・仕掛けはどんなものと考えていけばいいでしょうか？

副会長 市民には個人だけでなくもちろん法人も含まれると思いますが、今回は一個人を対象に議論した方がいいでしょう。法人市民についてはどう定義するかという問題がありますし、法人市民にどうしていつてもらうべきか、別に議論していく必要があると思います。仕掛けについてですが、自治基本条例ができた後には次にどんな条例が必要か、条例の進行管理をどうしていくか、書く必要があるのではないのでしょうか。市民参加推進条例など、条例自体を動かす仕組みを中に入れていくこともいいと思います。市民と行政の協働の原則などもありますね。

委員 先行市にはあまりそのような例はないですね。

副会長 そうですね。あまりありませんね。これまでの自治基本条例には宣言的なものが、一般的には多いですね。

委員 Plan Do Check Actionのサイクルの中で回していくことが自治基本条例においても必要だと思う。民間ではどこでも採り入れています、どの部署がいつまでにどんな事業を行うか書いていってもいいのではないかと思う。

副会長 P D C Aサイクルを条例に採り入れている例は今までないですね。偏ってしまう可能性もありますから、やめてもいいとは思いますが。効果的に稼働する仕組みを考えていただきたいと思います。では次にスケジュールについて事務局の方から提案があるようですので、説明してください。

事務局 次回の2月の会議は「市民参加・協働」についてグループワークを行っていただこうと考えています。また次回には、これまでのグループワークでの皆さんの意見を考慮し、事務局で作成したものを条例素案のタタキ台として提示させていただきます。そのタタキ台をベースに3月からみなさんで議論していただきたいと考えています。

副会長 みなさん、いかがでしょうか。

委員 この会合はいつまでするのでしょうか。

事務局 グループワークは2月まで行ない、3月からは別の形式にしてもいいと思います。タタキ台や別の条例案を議論していく形はいろいろあると思っています。

委員 委員はこのままでいくのでしょうか。交替するのでしょうか。

事務局 条例ができるまでこのままだっていただきたいと思います。

副会長 任期はまだまだありますよ。3月以降の議論の進め方は今までどおりグループワークのままでいいんじゃないでしょうか。みなさんの意見集約もしやすいですし。

事務局 委員の皆さんで決めていただいたらいいと思います。条例案をいくつかに分割して議論していったり、グループの分け方を今より人数の多いグループにするなど、いろいろ考えていったらいいと思います。

副会長 スケジュールは事務局の提案どおりでいきたいと思いますが、みなさんいかがですか。ありがとうございました。

3．議題 条文 市民の責務と権利について（グループ討議）

5 グループに分かれて条文の「市民の責務と権利」についてワークショップ形式で話し合う。以下に各グループの意見と発表内容を記載します。

< グループ A >

（権利）

ホームページの情報をいつでも確認できるように。

策定委員会は公募だが、準備委員会は公募ではない。

情報の開示を受ける。情報を得る。共有する。情報公開。開示 利用しやすいように。取得。求める。

企画立案に参画する。意見・提言ができる。まちづくりに参画する。計画等の策定段階から意向が反映できること。審議会等の委員の任命の公募の制度化。

人権の尊重。安全で安心して暮らせる。子どもも健康で安全。守られる権利。

住民投票制度の確立。住民投票。市政に参画する。

行政サービスを受ける権利。

(責務)

要求ばかりでなく、してもらえばかりではなく、自分達に何ができるか考える。

納税の義務。行政を見守る義務。行政を糺す。

市政に参画し意見を言う責務。行政との協働に参加と協力を。

市民が主役であることを自覚する。

良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任。

積極的に街づくりに。

行政の課題解決を代行する意気込みを。

地域の各種協議会や団体と相互の連携を。

市民の役割を実現するための自己責任・能力をアップ。

< グループ B >

(権利)

平等な納税のあり方の権利。税金を払える権利。教育をする(受ける)。

情報提供を受ける。地域づくりについて行政からサポートを受ける。自治体経営に参加する。施策を提言する。まちづくりに参画する。

防災防犯をコミュニティの切り口で考える。市民の権利を守れるコミュニティづくり。良き環境、医療機関、交通網の中に住める権利。安心安全で暮らしていける。権利は責務を果たした者のみに与えられる。

(責務)

行政をチェックする責務。納税の責務。

市政に参画することが望ましい。啓発的なもの。

少子化・高齢化に対抗したコミュニティづくり。

協働する地域づくり。協同するしくみづくり。

積極的にまちづくりに参画する責務。

地域で助け合う責務。市民でできることは市民、地域でできることは地域で行う。

地域づくりを分担して行う。クリーンキャンペーンにも進んで参加する。

市民活動へ積極的に参加する。

ほこりが持てる町づくりの責務。

(その他)

目指すべき目標が定まればもっと具体的な責務・権利を議論できたのではないが。事務局のルールに乗せられて進んできたが、もっとじっくり議論しなければ。

< グループ C >

(権利)

市政に参加する。企画立案段階での参加の権利。市の施策・企画の時より参加する権利。住みたいまちづくりに参加する権利。

情報公開は市民からの政策提言へ回答するという観点で。知る権利。情報公開を請求する権利。

住民投票を請求する権利。住民投票を簡単に行えるシステム作り。

行政サービスを等しく受ける権利。福利厚生。

安全安心のまちづくりに参加する権利。

選挙権の行使。

(責務)

地域行事に参加し、活性化を図る。市の活性化。

参画する権利を要求するには自治会活動に積極的に参加していかなくてはならない。

小学校区を中心に自治会の活性化。

行政依存体質の改善。行政への提言・意見具申のため高い見識を培う義務、持つよう努力。自己利益優先でない。

ゴミ・環境。納税の義務。

自らの健康管理をしっかりとる。

コーヒーハウス（政策提言の場として）を立ち上げる。

安全安心のまちづくりに参加する責務。

選挙権の行使。

< グループ D >

(市民)

人・・・・住・働・学。18歳以上で3ヶ月以上居住。

法人・団体・・・・事業・活動

(権利)

情報の共有。情報を知る権利。市政に参画する権利。まちづくりの主体者。

市政サービスを受ける権利。

個人情報保護。

自治会活動。

まちづくりに参画。年齢にふさわしいまちづくりに参画。

国籍・民族・性別・年齢・障害の状況、社会的・経済的環境等に関わらず平等な立場で参画。個人・団体・職域・地域・外国人・子ども・青年が平等に市政に参画。

それぞれの立場の人がまちづくりに参加。子どもも含める。

まちづくりへの参加・不参加で差別されない。

条例の制定・改廃への参画。公募委員としての参画。

予算・事業計画に当初から参画。

苦情・要望・提言・意見。住民投票。

まちづくり活動での自主性・自立性の尊重。

市民は市政に関する情報の提供を受け自ら取得する権利を有する。(情報共有の権利)

市民はまちづくりの主体者であり、まちづくりに参加する権利を有する。(まちづくりに参加する権利)

この権利は、市民にとって基本的な権利であり、国籍、民族、性別、年齢、障害の状況、社会的又は経済的環境等に関わらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。

市民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、他の不当な関与を受けない。

市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けることはない。

満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

市民は基本的人権を守るため、個人情報保護は厳重に守られる。(個人情報の保護)

市民は、政策の企画立案、実施、評価等の各段階において、参画することが保障される。(市民の参画)

市民は、まちづくりに関する条例の制定、改廃に参加することができる。(条例策定における市民参加)

市民は、審議会その他の附属機関の委員には、公募委員として参加することができる。(審議会等への市民参加)

市民は、市に対して、苦情、要望、提言、意見等を申し述べることができる。

住民投票

(責務)

協働による住民自治。地域の発展と環境。権利濫用をしない。

行政サービスに対する負担を分担。住民投票結果の尊重。行政活動への参画。行政監視。納税。

地域社会に対する協力。地域の安全活動。自分達のは自分。相互に尊重。共働による自治の推進。子どもを地域で育てる。自治会活動の支援。

市のPR活動

行動・発言に責任をもつ。

市民は、自治の主体者であることを自覚し、互いに尊重しあうとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。

市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

市民は、政策形成等の過程に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、まちづくりに参加する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない。

市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

市民、市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

< グループ E >

(権利)

まちづくりに関する情報を知る権利。

まちづくりに様々な立場の人が平等に参画する権利。

市のサービスを受けるだけでなく、情報を知り、参画する権利。

市のサービスを特に公平に（全て）受ける権利（平等）。

身障者に対する配慮

平和に暮らす権利。子どもだけの権利。

住民が市を監査する権利。参政する権利。

(責務)

自分の発言に責任を持ち、参加する等。

自然環境に関して責任。次世代に継承。

コンプライアンス（法令遵守）納税義務。

まわりに迷惑をかけない。

情報を知る努力が必要。

市が何をしているのか、様々な立場の人がどのようなまちづくりをしているのか、知る努力。

参画する努力。今ある自治活動に自分でできる形で参加する。（自治会・PTAなど）

法人には社会的責任がある。まちづくりに参加。

(その他)

行政サービスを公平に全ての人に（身障者の人にも）提供すべき。

三の丸会館身障者トイレが11月から今も故障中。

若者向けにまちが作られている。高齢者・身障者・子どもたちに使いやすいまちに。

我々は行政の補完ではなく、積極的なまちづくりへの参加。

4 . まとめ

副会長 市民の権利として各グループで様々な議論がなされたと思いますが、権利というのは、色々な形で確立されるもので、裁判等により確立された権利もあります。例えば環境権などの生存権は人としてよりよく生きるための個人の権利として考えられたものが概念化してきたものです。法律に定められていない内容であっても法律に違反しないものであれば、条例の中に規定することができます。憲法に書かれていないような権利を郡山で考え、この自治基本条例が憲法を補足するものになればいいと思います。ユニバーサルデザインの考えの中で、自分たちのまちをより住みよい環境にしていく権利を明確にする条例として活用していけばいいと思います。またネーミングについては是非、凝った、ひねったネーミングを考えてもらいたいです。ネーミングによって言葉が自立し、概念化したものが権利として確立していくこともあると思います。大和郡山市発の権利憲章ができてもいいですね。これまでの権利憲章はおもしろくありません。新たなものを作ればいいと思います。責務としては対行政という観点だけではなく、私民から市民という観点で、全体の中で何ができるのかといったことを考えていける市民になることも大切です。よって、地域の中でのコミュニティづくりは市民としての大きな責務だと思います。また別の観点としては、個人として関知してもらいたくない権利（ほっといて欲しい権利）もあるんでしょうね。

5 . その他

委員 これまで条例について色々議論してきました。今日も市民の権利として子どもから高齢者、障害者など全ての人が公平に行政サービスを受ける権利があるのではないかという意見が多く出されてきました。私は、策定委員会の会場であるこの三の丸会館で三ヶ月前から身障者用トイレが故障していると訴え続けてきましたが、いっこうに改善されず、故障中の張り紙があるだけです。策定委員会で市民生活をより豊かにするために綺麗な言葉「市民誰もが平等に行政サービスを受ける権利がある」を連ねて議論されているわけですが、それと相反する実態に憤りを感じています。何とかしてください。障害者にも平等な行政サービスが受給できるような行政運営をお願いするとともに、この内容も議事録に明記してもらいたい。

委員 来月には使えるようにしていて欲しいと思います。

委員 駐車場について三の丸会館の駐車場だけでは不足する場合がありますので、市役所の駐車場を使えるようにしてほしいです。

事務局 市役所の駐車場は使えるようにしています。正面（南側）からは進入できませんが、裏門（西側）から進入してください。

事務局 これからの行政運営が、障害者の方をはじめ子ども、高齢者など全ての市民の皆さんが公平、公正に受給できるように努めるとともに、事務局としてこの策定委員会の委員の皆さまが、気持ちよく会議に出席できるように環境の改善に努めさせていただきたいと思います。

副会長 他に意見はありませんか。

委員 これまでの質問等への対応について、事務局から回答がありました。こちらの質問の意味を理解していないのではないかとと思われる箇所がいくつかあります。質問の意味を理解しないまま回答するのではなく質問の意味が分からなければ聞いてもらうこともして欲しい。そういった事務局とのキャッチボールを今後できるようにしてほしいです。また、質問については全ての委員が共有できるようにしてほしい。

副会長 他に意見はないですか？本日はお疲れ様でした。事務局から事務連絡があればお願いします。

5．その他

事務局から資料「次回までに考えてみましょう」について説明がある。

事務局 みなさん、本日は大変お疲れ様でした。なお次回は、2月28日（木）19時からとなっております。日程通知については、議事録と併せて送付します。

以下余白